

八雲町立落部中学校いじめ防止基本方針

八雲町立落部中学校
校長 鎌田 孝紀

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、本校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法（平成25年）第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止ならびに学校及び職員の責務

① いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

② いじめの未然防止と積極的な認知（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) 学校における体制（いじめ対策委員会）

① いじめ対策委員会の設置

本校は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を置く。

○構成：教頭、生徒指導主事、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー等。

○役割：いじめ防止の年間計画の策定、いじめの疑いに関する情報の共有と事実確認、事案への対応方針の決定、重大事態への初動対応等。

② 情報共有の徹底

教職員は、いじめの疑いがある情報を把握した場合、抱え込むことなく直ちに組織に報告し、組織的に対応する。特定の教職員による「抱え込み」により、対応が遅れることが決して無いよう、状況共有を徹底する。

3 いじめの防止等のための具体的施策

(1) いじめの未然防止（発達支持的・課題予防的アプローチ）

生徒個々の内面を育て、望ましい人間関係を構築するとともに「いじめは良くないこと」という風土を根付かせる。

① 心の通う関係づくり：生徒一人一人が認められ、互いに尊重し合える居場所をつくる。

② 道徳教育の充実：教育活動全体を通じて、他者の痛みへの共感性や自己指導能力を育む。

③ いじめ撲滅集会の開催：いじめは許されない行為であることを全校生徒で確認し認識を深める。

④ SNS・ネットいじめ対策：インターネットの匿名性や拡散性等、情報モラル教育を実施する。

⑤ ふれあい活動の充実：日頃から生徒に寄り添ったふれあい活動を通し、信頼関係を構築する。

⑥ スクールカウンセラー(S C)の活用：生徒・保護者とS Cをつなぎ、相談しやすい環境をつくる。

(2) いじめの早期発見

いじめの芽が小さいうちに発見し解消を図ることで、望ましい人間関係の回復に努める。

① アンケートの実施：年3回のアンケート調査を実施し、些細な変化を見逃さない。

② 教育相談体制：全生徒を対象とした教育相談を実施し、SOSを出しやすい環境を整える。

③ 教職員の資質向上：校内研修を実施し、いじめの態様や対応方法について共通理解を図る。

(3) いじめへの対処

いじめと思われる行為が確認された場合、速やかにいじめ対策委員会を開催し、情報収集と確認、その後の指導について委員会の方針の下組織的に対応する。

① 被害生徒の保護：被害生徒の安全を最優先に確保し、徹底して守り通す。

② 加害生徒への指導：毅然とした態度で指導し、謝罪のみで安易に解消とせず、行動の変容を促す。

- ③ 再発防止の措置：いじめが解決したと思われる場合でも、被害者の状況や心情を継続的に聴き取るとともに、他者との関係などについて確認し、再発を防止する。
- (解消の定義)「行為が止んでいる(3か月を目安)」かつ「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」状態を維持していることを確認する。

4 重大事態への対応

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂)に則って対応をする。

(1) 重大事態の定義(法第28条)

以下の事態を「重大事態」と認知し、速やかに教育委員会へ報告する。

- ① 1号重大事態：いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② 2号重大事態：いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安)欠席を余儀なくされている疑いがある場合。

(2) 事態発生時の対応

いじめ対策委員会を中心に、事実確認を行い、すみやかに町教委に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について町教委と協議する。

加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について町教委と協議する。

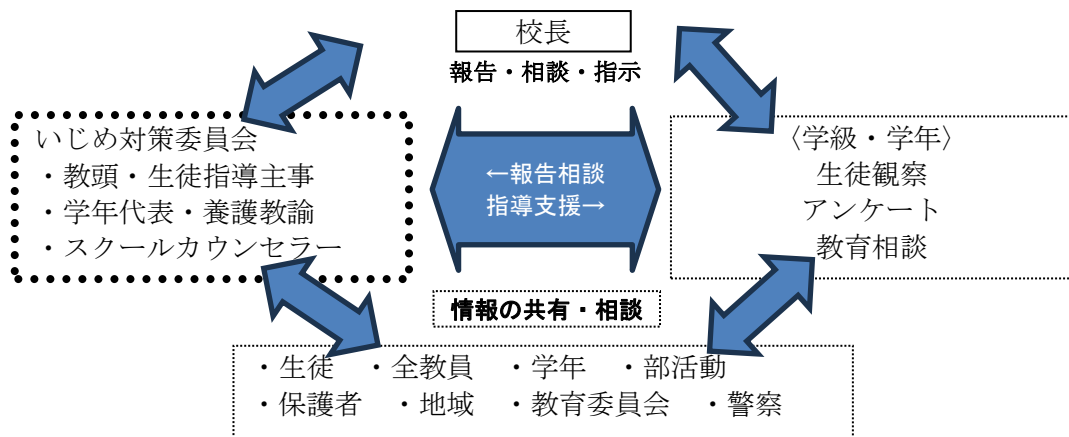
(3) 調査の実施と目的

- ① 目的：事実関係の全容解明、被害生徒・保護者への説明、再発防止策の策定。
- ② 方法：アンケートや聞き取りにより事実を確認し、被害生徒・保護者の意向を尊重しつつ、中立性・公平性を確保した調査組織を設置する。

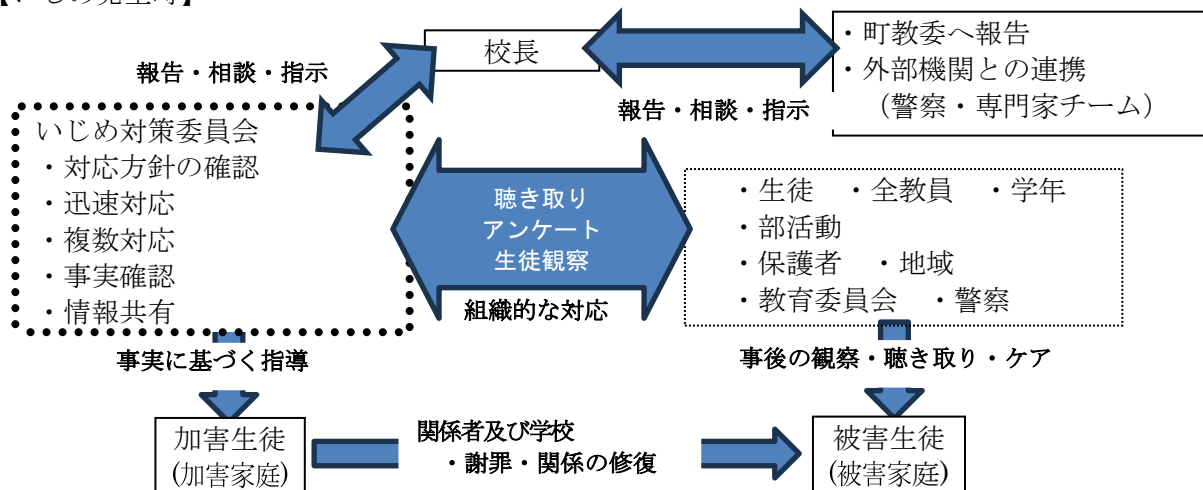
(4) 情報発信：予断のない一貫した情報発信を行い、プライバシーへの配慮を徹底する。

5 いじめ防止体制

【平常時】



【いじめ発生時】



6 いじめ対策推進日程

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
対策内容	・ふれあい活動 ・道徳 ・行事等での見守り					
	・いじめ基本方針周知 ・職員研修 ・教育相談 ・個人面談(～5月)	・基本方針の説明 ・いじめ調査アンケート ・スポーツ大会	・中体連	・学校評価	・職員研修	

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対策内容	・ふれあい活動 ・道徳 ・行事等での見守り					
	・学校祭 ・いじめ撲滅集会 ・ピア・サポート	・いじめ調査アンケート ・教育相談 ・二者三者懇談	・ピア・サポート ・学校評価	・職員研修	・ピア・サポート	・卒業式

7 保護者・地域との連携

- (1) 三者相談、PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- (2) 学校ホームページ、学校だより、生徒指導通信等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- (3) 落部地区生徒指導連絡協議会を開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

8 その他

(1) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- ② 保護者は、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。
- ③ 保護者は、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- ④ ①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、①～③の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

9 追記

平成26年度から、この八雲町立落部中学校いじめ防止基本方針をもとにいじめ防止対策に取り組むが、記載内容については毎年度見直し、より状況にあったものにする。

関連法規等

- 「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日 文部科学省）」
- 「八雲町いじめ防止基本方針（令和3年3月 八雲町教育委員会）」
- 「八雲町子どものいじめ防止条例（令和7年4月 八雲町教育委員会）」
- 「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定 北海道・北海道教育委員会）」